

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例案に盛り込むべき事項について

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例(以下「条例」という。)について、条例の考え方に関する意見交換会等の実施結果を踏まえ、条例案に盛り込むべき事項を以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 意見交換会等の実施結果

(1) 意見交換会

開催日時	会場	参加者数
10月22日(金) 14時~17時半	若宮児童館 ※1	15人
10月26日(火) 14時~15時半	鍋横区民活動センター ※2	3人
10月27日(水) 14時~17時半	野方児童館 ※1	25人
10月31日(日) 10時~11時半	野方区民活動センター ※2	11人
11月 1日(月) 18時~19時半	オンライン ※3	5人
11月10日(水) 15時~17時半	城山ふれあいの家 ※1	18人
合 計		77人

※1 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行った。また、意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式とした。

※2 定員を設け事前申込制とした。

※3 オンライン(ZOOM)による意見交換会とし、事前申込制とした。

(2) 区民から電子メール等で寄せられた意見

件数：6件(内訳：電子メール5件、ファクス1件)

(3) 関係団体等からの意見聴取

団体数：14団体(集会形式9団体、電子メール等5団体)

参加者数：238人(延べ人数)

(4) 条例の考え方に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方 別添1のとおり

2 条例の考え方からの主な変更点

別添2のとおり

3 条例案に盛り込むべき事項

別添3のとおり

《構成》

前文

第1章 総則

第2章 子どもの権利の保障

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

第6章 雑則

4 パブリック・コメント手続の実施

条例案に盛り込むべき事項に対するパブリック・コメント手続を、令和3年12月6日（月）から令和4年1月4日（火）まで実施する。区民への周知については、なかの区報（12月5日号）及び中野区ホームページに掲載するほか、区民活動センター等で資料を公表する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月 第1回定例会に条例提案